

現在、全国各地で毎日のように埋蔵文化財の発見のニュースが、報道されています。このことは、別の面では開発、再開発に伴って、埋蔵文化財が現状変更を余儀なくされていることを示しています。首都圏に立地する上福岡市も例外でなく、小規模ながら徐々に開発の手が加えられているのが現状です。

本書は、これらの開発から文化財を守るため、昭和 62 年度に実施した、小規模開発に伴う記録保存のための発掘調査報告書であります。本年度の調査によって私達の祖先の姿がより一層浮彫りにされたことからみて、極めて重要な調査であったと言えます。

国や県などから補助金を受けて実施して参りました調査も、関係者・担当の努力で本年度で 10 年目となり、多くの資料・記録を得ることができました。その一部は、市立歴史民俗資料館で一般公開されております。これらは、先人の残した文化財を保護し、文化・歴史を知る糧として、本市の地域づくりにも大きく貢献していると確信しております。

この調査にあたって、文化庁・県教育文化財保護課・調査関係者・市関係各課の多くの方々から御指導・御協力いただき、ここに昭和 62 年度市内遺跡群発掘調査事業を完了することができました。誌上をもって厚く御礼申し上げる次第でございます。

昭和 63 年 3 月

I 調査に至る経過

当市は東京より至近距離にあるために宅地化が昭和 30 年代より始まり、現在まで進んできた。最近では農地の宅地化も鈍くなってきたが、近年は再開発の状況をも呈してきており、一方で民間の個人住宅建設も進行しつつある。

市では過去 9 年間、国庫補助を受けてこれらの民間の小規模開発に対処するため、埋蔵文化財の調査を実施してきた。今年度は、下記の 4 遺跡に対して、調査を実施した。これらの遺跡調査は、庁内関係各課と連絡調整して行ったものである。すなわち農業委員会事務局から農地転用許可申請段階、また建設部建設課から開発次善協議建築確認などの申請段階でそれぞれチェックされ、教育委員会に通知され、教育委員会は、遺跡地図と照会のうえ現地調査を実施し、遺跡の状況を確認し、そして遺跡に影響を及ぼすとみなされる工事に対して工事主体者（原因者）に連絡し、事前協議を行った。その結果、教育委員会が記録保存のための発掘調査を工事主体者（原因者）から依頼され、教育委員会が発掘主体者となって調査を実施することになったものである。

(遺跡名・調査区・調査次)	(所在地)	(調査面積)	(原因)	(原因者)	(調査期間)
1 ハケ遺跡C地区第2次調査	福岡3-2068の1・2	1900 m ²	倉庫付住宅改築	星野昌三氏	4/16～5/29
2 長宮遺跡・第17次調査	中丸1-3-11	504 m ²	個人住宅の建設	星野光二氏	6/19～6/30
3 松山遺跡・第9次調査	築地1-1-50	288 m ²	個人住宅の建設	土屋利雄氏	10/1～10/3
4 川崎遺跡・第10次調査	川崎224-1	603 m ²	個人住宅の建設	日出間義男氏	11/24～11/30



0. 沼上遺跡 1. 川崎遺跡 2. 川崎貝塚 3. 上福岡貝塚 4. 川崎横穴群 5. ハケ遺跡
 6. 長宮遺跡 7. 城山城跡 8. 丸橋遺跡 9. 松山遺跡 10. 羽沢遺跡 11. 黒貝戸遺跡
 12. 打越遺跡 13. 水子大応寺前貝塚 14. 大井戸址遺跡 15. 東台遺跡 16. 鷺森遺跡

第1図 遺跡位置図 (1/37500)

III 長宮遺跡第17次の調査

長宮遺跡はこれまで16回の調査を実施してきた。第3図にその位置を示した。およそながら、ようやく遺構の分布などについて判明してきたが、しかし、地表面に土器片などがほとんど散布していないため、その範囲を限定することは困難となっている。

これまでの調査によれば、縄文時代前期の関山期の住居跡1軒（第5次調査区）と古墳時代の住居跡1軒（第4次調査区）、さらに第1次調査区、第2次調査区、第8次調査区を中心として、中～近世の井戸跡や溝跡が多数検出されている。関山期の住居跡は、関山Ⅱ式に属するもので、古墳時代の住居跡は7世紀後半に属するものである。



第4図 長宮遺跡・松山遺跡位置図 (1/5000)

今回の調査区は、関山期の住居跡が検出された第3次調査区の東側6mの地点で、標高8m50の地点で立川段丘面に位置している。関山期の遺跡はこの周辺では、約300m北側に有名な上福岡貝塚があり、この地より一段高い標高16m～18mの武蔵野段丘面に立地し、多数の住居跡が検出されている。

●調査の経過

調査は昭和62年6月19日、調査区を設定することから開始した。調査区は、北側土地境界杭を基準にして、2m毎に東西に1～16区、南北にA～J区としてグリッドを設定した。

当初、A区列2、4、6、8、10、12、14区をローム確認面まで掘り下げ、遺構の精査に努めた。さらに、C区列3、5、7、9、11、13、15区列として、第5図のように調査範囲を拡げ、順次E、G、I区列へと移行した。



その結果、C区5、7区に土器片が散布し、遺構の存在が考えられたので、C-5、D-7区を拡張し、遺構の精査に努めた。しかるのちに、6、7-C区に直径1

長宮遺跡第17次調査区全景



第5図 長宮遺跡第17次調査全測図 (1/300)

m20 cm 程の円形の土坑が確認されたので、続いて土坑の調査に移った。この土坑中から現代の陶磁器の破片などが出土したことや覆土も軟弱であったので、現代の遺構と考えられた。これらの陶磁器に混じり、縄文時代前期末の十三善台式土器が出土している。出土遺物については、細片であるため、図示を略した。

以上の調査の後、他の地区については、遺構が確認できなかったので、測量、写真撮影などの作業を終了してすぐ埋め戻しにかかり、昭和 62 年 6 月 30 日、全ての作業を終了した。

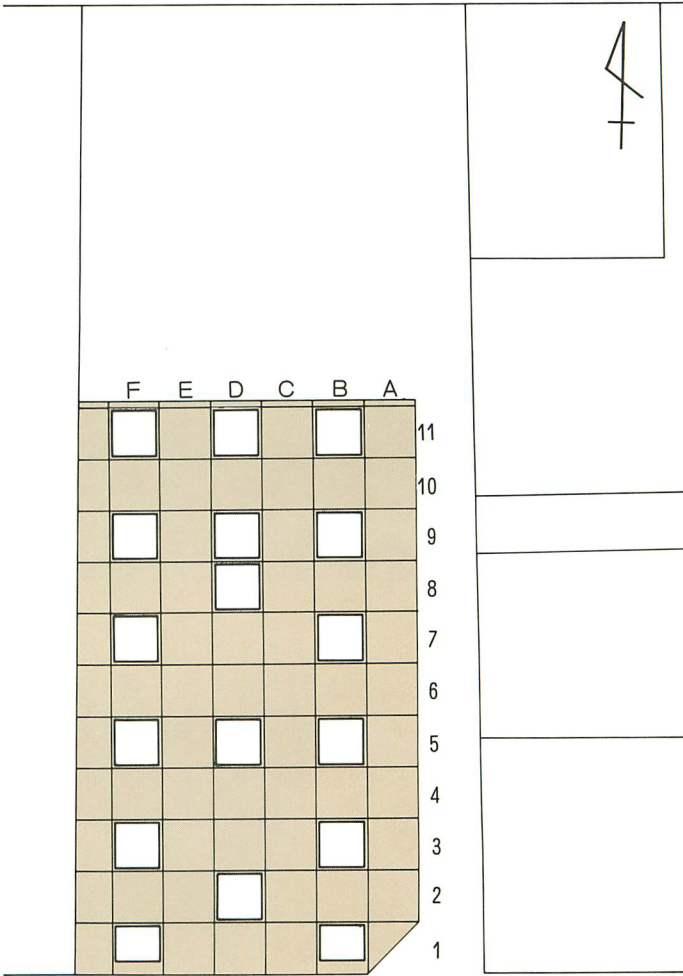
IV 松山遺跡第 9 次の調査

松山遺跡はこれまで、8 回の調査を重ねてきた。さらにそれ以外に、4 回程の試掘調査を行ってきた。その結果、第 1、2、3 次の調査では、平安時代の住居跡が 4 基確認されている。しかし、この松山遺跡では、地表面にほとんど土器片が散布しておらず、その範囲を確定することは極めて困難な状況にある。

今回の調査区は、第 5 次、第 7 次調査区から東へ 600 m の地点にあたる。調査は試掘調査の意味を有していたのであるが、工事の着工が間近に迫っていたため、とりあえず発掘調査届を提出していただき、急遽の調査に至ったものである。

●調査の経過

調査は昭和 62 年 10 月 1 日、調査区を設定することから開始した。調査区は、南側および東側土地境界坑を基準にして第 6 図のとおり、2 m 置きにグリッドを設定した。この地は既に土盛りが完了しており、旧表土に至るには、現地表面を約 50 cm 程、掘り下げねばならない状況であった。当初 B 区列の 1、3、5、7、11 をローム面まで除去し、遺構の確認を行った。その結果、ローム面は、ゴボーの耕作によって



第 6 図 松山遺跡第 9 次調査全測図 (1/300)



松山遺跡第 9 次調査区全景